

開東社会保険ニュース

No. 261

令和 2(2020)年 11 月

令和 3 年 4 月 1 日施行の 70 歳までの就業機会確保措置

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部が改正され、令和 3 年 4 月 1 日から施行されます。努力義務ではありますが、70 歳までの就業機会の確保については多様な選択肢が導入されていますので、以下に紹介します。同法施行規則、高年齢者就業確保措置の実施及び運用に関する指針も併せて確認してください。

対象年齢	定年から 65 歳まで	65 歳から 70 歳まで				
措置の名称	高年齢者雇用確保措置(変更なし)	高年齢者就業確保措置(新設)				
義務の違い	義務	努力義務				
措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ①65 歳までの定年引上げ ②65 歳までの継続雇用制度の導入(特殊関係事業主によるものを含む) ③定年廃止 	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center; vertical-align: middle;">雇用による措置</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ①70 歳までの定年引上げ ②70 歳までの継続雇用制度の導入(特殊関係事業主に加えて他の事業主によるものを含む) ③定年廃止 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">創業支援等措置</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ④高年齢者の希望により、70 歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入 ⑤高年齢者の希望により、70 歳まで継続的に以下に従事できる制度の導入 <ul style="list-style-type: none"> a. 事業主自ら実施する社会貢献事業 b. 事業主が委託、出資する団体が行う社会貢献事業 </td> </tr> </table>	雇用による措置	<ul style="list-style-type: none"> ①70 歳までの定年引上げ ②70 歳までの継続雇用制度の導入(特殊関係事業主に加えて他の事業主によるものを含む) ③定年廃止 	創業支援等措置	<ul style="list-style-type: none"> ④高年齢者の希望により、70 歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入 ⑤高年齢者の希望により、70 歳まで継続的に以下に従事できる制度の導入 <ul style="list-style-type: none"> a. 事業主自ら実施する社会貢献事業 b. 事業主が委託、出資する団体が行う社会貢献事業
雇用による措置	<ul style="list-style-type: none"> ①70 歳までの定年引上げ ②70 歳までの継続雇用制度の導入(特殊関係事業主に加えて他の事業主によるものを含む) ③定年廃止 					
創業支援等措置	<ul style="list-style-type: none"> ④高年齢者の希望により、70 歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入 ⑤高年齢者の希望により、70 歳まで継続的に以下に従事できる制度の導入 <ul style="list-style-type: none"> a. 事業主自ら実施する社会貢献事業 b. 事業主が委託、出資する団体が行う社会貢献事業 					
注意点	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊関係事業主(グループ会社)にて雇用を確保しようとするときは、引き続いて雇用することを約する契約を締結することが要件。 	<ul style="list-style-type: none"> ・②にて他の事業主により雇用を確保しようとするときは、引き続いて雇用することを約する契約を締結する必要がある。 ・創業支援等措置は、計画に過半数労働組合・過半数代表者の同意を得て導入、周知が必要。(雇用による措置に加えて創業支援措置を講ずる場合は同意を得る必要はないが、同意を得る方が望ましい。) ・複数の措置を講ずる場合には、個々の高年齢者にどの措置を講ずるか希望を聴取し尊重して決定すること。 				
対象者基準	<ul style="list-style-type: none"> ・本来は希望者全員が対象だが、平成 25 年 3 月 31 日までの労使協定(継続雇用制度の対象者を限定する基準)が存在する場合には、令和 7 年 3 月末まで経過措置を受けられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・②の継続雇用は 65 歳までと同様、就業規則に定める解雇事由又は退職事由に該当する場合には継続雇用しないことができ、それを就業規則に定めたり、労使協定として締結できること。 ・②④⑤は対象者基準を定めることも可能(過半数労働組合等の同意を得ることが望ましい)。 				

※有期特措法による無期転換申込権の特例

定年後に有期労働契約で継続雇用される高齢者について、労働局長の認定を受けると、無期転換ルールが適用されない特例の規定が設けられています。これまで継続雇用の上限を 65 歳としていたため無期転換権が発生しなかった企業でも、70 歳までの継続雇用制度を導入する場合には第二種計画認定申請を出しておくことをおすすめします。

ホームページ「開東社会」「かいとうしゃかい」で検索 <http://www.kaito-sr.com/>
 Facebook ページ <https://www.facebook.com/kaitosr.tokyo/>

※本記事の無断転載は禁止
 しています。

社会保険労務士法人 開東社会保険労務事務所

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 7-2-6 西新宿 K-1 ビル 7 階 TEL 03-3369-7411/8411

FAX Stop! 次回以降の FAX がご迷惑の場合は恐れ入りますがご連絡下さい。 FAX 03-3369-2711